

令和4年度三重県立総合医療センター除草・剪定業務委託仕様書

1. 目的

この仕様書は、三重県立総合医療センターの除草・剪定業務に関する仕様を定め、業務を合理的かつ効率的に実施し、植栽区画の美観維持を図ることを目的とします。

2. 一般事項

- (1) 業務の詳細については、設計仕様書による他、担当職員の指示の下に誠実に施行してください。
- (2) 設計仕様書の誤記及び記載漏れ並びに不明なことに起因する疑義については、その都度担当職員と協議してください。
- (3) 作業委託範囲の中にある、変電施設等の設備に立入る必要が生じた場合には、事前に担当職員に連絡し、指示を仰いでください。
- (4) 設計仕様書図面に作業を指示する着色等がない箇所においても建物の管理上及び美観上必要と認められる作業については、委託額の範囲内で実施をお願いします。

3. 工程表

担当職員と十分協議し、業務工程表を書面にて提出してください。

4. 受託者の負担の範囲

業務の実施に必要な機械、資機材、消耗品等は受託者の負担といたします。

5. 在来部分の汚損等

業務施行に際し、在来部分を汚損した場合又は損傷した場合は、構造・仕上げ共在来にならい補修してください。

6. 業務の安全管理及び危険防止

- (1) 業務の実施にあたり関係法令に従い安全衛生に関する管理を行ってください。
- (2) 業務の実施にあたり常に整理整頓を行い、危険場所には、必要な安全措置を講じ事故の防止に努めてください。
- (3) 業務実行中に事故が発生した場合には、人命の安全確保を優先し、二次災害の防止に努め、直ちに担当職員に通報すると共に、事故発生報告書を速やかに提出してください。

7. 除草・剪定の対象

別紙図面に示す箇所。

8. 除草・剪定の実施期日

工程表と併せ、担当職員と協議のうえ、契約期間内に実施してください。

9. 完成写真

業務完成の上は、検査を受け、作業写真及び完成写真等を取りまとめて提出してください。

10. 草花・枝・葉・幹等の処理

除草・剪定後の草花・枝・葉・幹等を廃棄物として処理する場合は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「再生資源の利用の促進に関する法律」に基づいて適正に処理してください。

なお、刈草等の処分数量は概算数量による計上であるため、実績（搬入伝票等により確認）に基づき精算します。

11. 施行条件

- (1) 当業務は病院を運営しながらの施行となるため、病院運営等に支障のないように、病院関係者及び担当職員と工法、日程の協議、調整を行い施行すること。
- (2) 着工に先立ち、現地の調査を行い、設計仕様書によることが困難又は不都合な場合並びに特記されていない部分に対する処置は担当職員と協議すること。
- (3) 業務に伴う作業員及び車両の出入り、器具による騒音については工法、配置、導路経路について十分検討を行うとともに、病院関係者、担当職員と協議を行うこと。
- (4) 病院としての施設特性を十分理解し、施行に関連した騒音・振動・機能停止等を出来る限り防止した施工計画を行うこと。
- (5) 本業務の施工時間は次のとおりとする。

(病院敷地内・調整池N o 2・調整池N o 2周辺)

平日及び土日祝日の午前8時30分から午後5時まで

作業を延長する場合は、担当職員と事前に協議すること。

(看護師宿舎周辺・調整池N o 1・調整池N o 1周辺)

平日の午前8時30分から午後5時まで

作業を延長する場合は、担当職員と事前に協議すること。

(梅が丘駐車場・貝沼内科北駐車場・泊山小学校裏駐車場・県営住宅跡地駐車場)

土日祝日の午前8時30分から午後5時まで

作業を延長する場合は、担当職員と事前に協議すること。

- (6) 除草作業の完成は、各回作業開始から概ね2週間以内とすること。

12. 注意事項

- (1) 受託者は、業務遂行上知り得た機密を第三者へ漏洩する等の委託者の不利益になるような行為は一切してはいけません。本項の機密保持等の義務は、本件業務履行期限終了後においても存続します。
- (2) 受託者は、この契約による業務を行うにあたり個人情報を取扱う場合においては、別紙「個人情報の取扱に関する特記事項」を厳守してください。